

## ○名寄市立大学 FD・SD 委員会規程

平成 26 年 3 月 5 日

改正 平成 28 年 3 月 16 日

改正 平成 28 年 5 月 11 日

改正 平成 30 年 6 月 6 日

改正 平成 31 年 3 月 1 日

### (設 置)

第 1 条 大学設置基準(昭和 31 年文部省令第 28 号)第 25 条の 3 の規定に基づき、名寄市立大学(以下「本学」という。)に FD 活動(Faculty Development)及び大学設置基準第 42 条の 3 の規程に基づく SD 活動(Staff Development)を推進するため、名寄市立大学 FD・SD 委員会(以下、「委員会」という。)を置く。

### (目 的)

第 2 条 FD 活動は、組織的な研修・研究の実施を通じて、本学教員の教育及び研究力量の向上を、SD 活動は、教職員の研修を通して、能力・資質の向上を図るとともに、本学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図ることを目的とする。

### (事 業)

第 3 条 前条の目的を達成するため、委員会は次の事業を実施する。

- (1) 授業の内容・方法の改善及びこれに関連した研修及び調査研究
- (2) 教員の研修
- (3) 教員の研究活動の推進
- (4) 教員の国内外研修及び学位取得の促進
- (5) 教職員の SD 研修
- (6) FD 活動推進のための調査研究
- (7) 学生の生活実態及び満足度に関する調査研究
- (8) 学長から諮問があった事項の検討
- (9) その他目的達成に必要な事業

2 上記の事業は、必要に応じて本学の他の委員会等と連携して行う。

### (委員会)

第 4 条 委員会は、学長、副学長、保健福祉学部長、教務部長、学生部長、図書館長、コミュニティケア教育研究センター長、栄養学科長、看護学科長、社会福祉学科長、社会保育学科長、教養教育部長、事務局長、総務課長、教務課長及び学生課長によって構成する。

2 委員長は学長とする。

第 5 条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長に事故あるときは、あらかじめ指名されたものがその職務を代行する。

3 委員会は必要に応じて、委員会に委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

### (庶 務)

第 6 条 委員会に関する庶務は、事務局教務課が担当する。

### (雑 則)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要なことは別に定める。

### 附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 名寄市立大学FD委員会規程（平成20年8月7日公布）は廃止する。  
附 則（平成28年3月16日）  
この規程は、平成28年4月1日から施行する。  
附 則（平成28年5月11日）  
この規程は、平成28年5月11日から施行する。  
附 則（平成30年6月6日）  
この規程は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。  
附 則（平成31年3月1日）  
この規程は、公布の日から施行する。